第五十号の七様式(第十条の五の七関係)(A4)

認証をしない旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

申請者　　様

国土交通大臣
指定認定機関　　印
承認認定機関

1．申請年月日　　年　　月　　日
2．当該申請に係る型式部材等の種類

上記による申請については、下記の理由により 建築基準法第68条の11第1項 / 建築基準法第68条の22第1項 (同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による型式部材等製造者としての認証をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき、審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に

　　を被告として(国を被告とする場合においては、訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(理由)

注　指定認定機関又は承認認定機関は、認定等の業務の円滑な実施を図るため必要な範囲内でこの様式の一部を変更することができる。